社発第Ｔ－634 号
平成 26 年 1 月 10 日

貸 借 取 引 参 加 者
代　表　者　殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
取締役社長　小 林 英 三

株式移転に伴う貸借銘柄の選定取消しおよび追加等について

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、今般当社は、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。
敬　具

記

１．貸借銘柄の選定取消し
（東京証券取引所市場分）
㈱ウ　エ　ス　コ　株式（9648）　　選定取消日　平成 26 年 1 月 29 日(水)

２．貸借銘柄の追加
（東京証券取引所市場分）
㈱ウエスコホールディングス　株式（6091）　　実施日　平成 26 年 2 月 3 日（月）（約定日）

３．上記１．により選定取消しを行う銘柄に係る貸借取引の取扱い
（１）貸借取引残高に係る取扱い
次のいずれかを貴社に選択していただきます。

①　選定取消しを行う銘柄（表記載の甲。以下「甲」という。）について、東京証券取引所における売買最終日となる 1 月 28 日（火）までに返済の申込みを行う。

②　甲について、選定取消日以降も貸借取引残高を継続し、株式移転期日となる 2 月 3 日（月）において移転比率に応じて読み替えた親会社株式（表記載の乙。以下「乙」という。）の貸借取引残高とする（「残高継続の取扱い方法」は以下のとおり。）。

［残高継続の取扱い方法］
イ．　申込最終日となる 1 月 28 日（火）における甲の継続残高については、株式移転期日の前営業日（約定日）まで返済申込みの受付は行わず、当該期間の貸借値段については甲の申込最終日の貸借値段を適用します。また、貸株超過となった場合には、下記（２）の取扱いにより決定される品貸料率を適用します。

ロ．　株式移転期日（約定日）においては、上記イ．による継続残高について、移転比率に応じて株数の読み替えを行い、同日の乙の貸借値段を適用します。当該読み替え後の株数に乙の貸借値段を乗じて算出した貸付金または貸株等代り金の金額と前日の継続残高に係る貸付金または貸株等代り金の金額との差額については、株式移転期日から起算して４営業日目の日となる２月６日（木）（決済日）に更新差金として授受します。

ハ．　その他の取扱いは、他の貸借銘柄と同様とします。

（２）品貸取引に係る取扱い

甲が申込最終日現在で貸株超過となった場合の取扱いは以下のとおりとします。

イ．　品貸申込は、甲について、１日当りの料率により行うものとします。当該品貸取引においては、借入株券の借入日を申込最終日から起算して４営業日目の日となる１月 31 日（金）（決済日）とし、その返済期日を株式移転期日から起算して 4 営業日目の日となる２月６日（木）とします。

ロ．　品貸料および借株等代り金金利については、借入株券の借入日からその返済期日の前日までの間、上記イ.により決定された品貸料率および申込最終日の貸借値段を適用して計算し、これを毎営業日（休日分は前営業日に合算）に授受します。

ハ．　借入株券の返済期日においては、借入株券の返済を移転比率に応じて読み替えた株数の乙により行うものとし、借株等代り金の返済は当該読み替え後の返済株数に株式移転期日（約定日）の乙の貸借値段を乗じた額により行うものとします。また、当該借株等代り金の返済額と借入日における借株等代り金の額との差額については、返済期日に品貸更新差金として授受します。

ニ．　その他の取扱いは、他の貸借銘柄と同様とします。

（表）

完全子会社となる会社株式（甲）	申込最終日 売買最終日	選定取消日 上場廃止日	親会社となる会社株式（乙）	選　定　日 新規上場日	株式移転期日 移　転　比　率	＜品貸取引＞ 借入日 返済期日 （計算日数）
㈱ウ　エ　ス　コ株式 （9648） 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 （売買単位：100株）	平成26年 1月28日	平成26年 1月29日	㈱ウエスコホールディングス株式 （6091） 東京証券取引所市場分 貸借銘柄 （売買単位：100株）	平成26年 2月3日	平成26年 2月3日 甲1株につき 乙1株	平成26年1月31日 平成26年2月6日 （6日間）

４．貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

㈱ウ　　エ　　ス　　コ　株式（9648）　　選定取消日　平成26年1月29日(水)

担保として差入中の上記株式につきましては選定取消日の前営業日までにお引き出しください。

５．貸借担保金代用有価証券適格銘柄の追加

㈱ウエスコホールディングス　株式（6091）　　実施日　平成26年2月6日（木）（受入日）

以　上